

EU における電子インボイス義務化の動き

October 2023

In brief

日本では 2023 年 10 月より消費税の適格請求書等保存方式(インボイス制度)が導入されました。また、義務化はされていないものの、経理業務の効率化を主眼として、電子インボイスの促進に向けてインボイス情報の統一規格の策定などが進んでいます。

他方、海外では、間接税(Value Added Tax: VAT や Goods and Services Tax: GST)の徴収確保と企業の事務負担とのバランスの観点から、事業者間での電子インボイスのやりとりを義務化する動きが急速に広まっています。特に間接税における政策で世界をリードしているともいえる EU における動きとしては、2022 年 12 月、デジタル時代に適合する VAT 制度を実現するための一連の改正案(VAT in the Digital Age: 以下、ViDA)が欧州委員会により策定されており、その改正項目の 1 つとして、クロスボーダー事業者間取引への電子インボイス発行の義務化が含まれています。

ViDA の実際の法制化には EU の全加盟国の同意が必要であり、新制度の内容や発効時期については流動的な部分もありますが、ポーランド、ドイツ、スペインなど、すでに電子インボイスを個別に義務化している、あるいは義務化を予定している加盟国もあります。日系企業においても、欧州に所在する現地子会社はもちろん、欧州でのサプライチェーンに日本の法人が直接関与する場合も含めて、システム対応含め必要な準備を適時に進められるよう、電子インボイスの義務化や新しい報告制度の行方について注視することが求められます。

In detail

1. VAT in the Digital Age (ViDA)

EU においてクロスボーダー取引の VAT 制度改革が必要とされている背景としては、EU 加盟国間のクロスボーダー取引を悪用した脱税により年間で 930 億ユーロともいわれる税収が失われていることにあります。欧州委員会によれば、クロスボーダー取引に係る現在の VAT 制度は 30 年前に設計されたものであり、デジタル時代に十分に適応したものではなく、企業の事務負担とコストを軽減すると同時に脱税に対抗するためには、テクノロジーを活用した制度への変更が必要である、とされています。

ViDA には、クロスボーダー取引の電子インボイス義務化と表裏一体であるデジタル報告制度のほか、短期宿泊施設レンタルサービスや旅客輸送サービスの提供を媒介するプラットフォーム運営業者に VAT 徴収義務を負担させる制度、また、複数の EU 加盟国の消費者に対して販売する事業者が 1 つの加盟国で VAT 申告を完結するためのワンストップショップ(OSS)制度の拡大などが含まれます。本ニュースレターでは、電子インボイス義務化とデジタル報告制度に限定してお伝えします。

なお、VAT の脱税に対抗するための施策としてすでに導入されている制度として、決済サービス事業者に対するクロスボーダー決済に関する情報の報告義務があります。EU 域内で決済サービスを提供する決済サービス事業者は、国境を越えた支払の受領者をモニタリングし、四半期あたり 25 件以上のクロスボーダー決済の受領者に関する情報を加盟国の行政機関に送信することが求められます。初回の提出は 2024 年 1 月 1 日とされています。提出された情報は、EU のデータベースである支払情報中央電子システム(Central Electronic System of Payment information: CESOP)に集約され、そこで保管、集計、他の EU のデータベースとの相互検証などが行われます。

2. ViDA における電子インボイス義務化

ViDA における EU 加盟国間取引の電子インボイス義務化は、EU 加盟国間取引に関する新しい報告制度とセットで導入されることが想定されています。

EU 加盟国間取引は、一定の要件のもと出荷地国の VAT が免税扱いとなる一方、着荷地国側で課税取引となります。その場合、VAT 申告とは別に「EC セールスリスト」と呼ばれる報告が必要とされ、そこで取引相手方の VATID 番号を報告することとなります。この情報が出荷地側の加盟国と着荷地側の加盟国の当局間で共有されることにより、両国における正しい VAT の処理を担保する制度となっています。

しかし、現状の EC セールスリストの提出頻度は、月次または加盟国によっては四半期ごとに 1 回のみであり、日々行われている不正取引を迅速に発見することができず、また、その報告内容では加盟国間取引を移用した脱税に対処するのに十分ではないと言われています。

ViDA による新しい制度であるデジタル報告制度においては、EU 加盟国間の B2B 取引について電子インボイスの発行が義務化されるとともに、その電子インボイス上のデータの一部を統一標準フォーマットに従って税務当局に自動的に報告することが求められます。取引情報は電子インボイスに基づいて税務当局に提供されることとなるため、現在のように月次や四半期で EU 加盟国間取引を報告する必要がなくなります。

ViDA(欧州委員会案)における電子インボイス義務化に向けたタイムラインは次のとおりです。

- ・ **2024 年 1 月 1 日以降、EU 加盟国が電子インボイスの発行を自国の法令で義務化することを認める。** 電子インボイスのフォーマットについては EU 全体で定める一定の基準に基づくものとする。すでに電子インボイス義務化を導入している加盟国の多くで実務上行われている、インボイス発行前の税務当局事前確認は不要とする。
- ・ **2028 年 1 月 1 日以降、一部の例外を除き電子インボイスが請求書発行のデフォルトルールとなる。** EU 域内の加盟国間で行われる事業者間取引については、例外なく電子インボイスの発行が義務付けられ、取引完了後 2 営業日以内(すなわちほぼリアルタイムで)の発行が求められる。

デジタル報告制度における報告内容は、現行の EC セールスリストにおける報告内容よりも詳細な情報が含まれます。取引相手方ごとの集計データではなく、取引ごとの詳細情報が求められます。また、請求書発行後(または発行されるべきであった日後)2 営業日以内に電子データでのみ提出する必要があります。

デジタル報告制度の下で提供された情報は、新たな情報交換システムデータベースにより EU 加盟国間で共有され、各加盟国の税務当局による分析に利用されることとなります。

また、EU 加盟国は裁量により、自国の国内企業間取引に対して電子インボイスを義務化することが認められます。現在、EU 指令の「適用除外」という形で、すでに一部の加盟国において国内企業間取引にかかる電子インボイスの義務化が導入されています。ViDA による新しいフレームワークが採択されると、加盟国ごとの独自の制度ではなく、EU 全体で統一化された制度に収斂されることとなるため、加盟国ごとの個別のコンプライアンス対応による事務負担・コストが抑えられることが期待されます。

3. ポーランドにおける電子インボイス義務化の状況

ポーランドでは、統一的なプラットフォーム(全国電子請求書システム:以下、KSeF)を利用した電子インボイスの発行が任意で可能とされていましたが、法改正により、2024 年 7 月 1 日以降、B2B 取引に対する電子インボイスの発行義務が導入される予定です。この義務は、ポーランド国内に固定施設(支店等)を有する外国法人にも適用されません。

ポーランドの電子請求書制度は当局の事前照会を必要とする仕組みとなっており、全国統一プラットフォームである KSeF によって取引ごとに固有のコードが発行されます。

4. スペインにおける税制改正の動き

スペインでは国内の B2B 取引について電子インボイスを義務化する法律がすでに成立していますが、実際の導入時期は未定です。年間総収入が 8 百万ユーロ以上の企業は、当局によって電子請求書発行技術規則が制定された日から 1 年後から、当該基準以下の事業者については 2 年後から、電子インボイス発行義務に従うことが求められます。納税者が請求書の作成、処理、照合に使用するソフトウェアは税務当局によって認可されたものを使用することが求められます。

5. ドイツにおける税制改正の動き

EU 理事会の承認により、ドイツは国内の B2B 取引について 2025 年 1 月以降、電子インボイスの発行を義務化することが認められています。最終的な法案成立は 2023 年 12 月に見込まれていますが、改正案によると、当初予定より 1 年遅れ、年間売上が 80 万ユーロ以上の事業者については 2026 年 1 月から、それ以外の中小事業者については 2027 年 1 月から電子インボイスの発行を義務化することとされています。ドイツの電子インボイス制度は、当局による事前照合を必要としないものとなる見込みです。

The takeaway

全会一致の採択が求められる EU 指令改正の形式をとる ViDA については、未だ加盟国間での立場の違いが調整されておらず、また、2024 年の EU 議会選挙による審議停滞の影響も予測されるため、統一的な電子インボイスの義務化が実際に導入される時期やその内容については流動的な部分もあります。しかし、加盟国によっては、国内取引に関して個別に電子インボイスの義務化を進めているところがあるため、現地でビジネスを行う企業は、影響分析やシステム対応などの準備を進めることが求められます。

Let's talk

より詳しい情報、または個別案件への取り組みにつきましては、当法人の貴社担当者もしくは下記までお問い合わせください。

PwC 税理士法人

〒100-0004 東京都千代田区大手町 1 丁目 2 番 1 号 Otemachi One タワー

Email: jp_tax_pr-mbx@pwc.com

www.pwc.com/jp/tax

パートナー
溝口 豪

パートナー
村上 高士

過去のニュースレターのご案内

[過去のニューレターを読む>](#)

ニュースレター配信のご案内

PwC Japan グループでは、会計基準や税制、法令等に関するニュースレターを発行しております。

[配信を登録する>](#)

e-learning のご案内

PwC 税理士法人は「Tax Academy」を開設し、国際税務領域の人材育成支援を目的とした e-learning コンテンツを 2022 年 10 月より配信しています。

「Tax Academy」のシリーズ講座は、日本企業が海外に事業展開する際に事前に検討すべき論点を網羅しているほか、当法人の国際税務領域における豊富な実務経験や、PwC グローバルネットワークを通じて得た知見を生かすことで広範囲な専門分野をカバーしています。各コース(有料)を通じて、国際税務を基礎から体系的に学びたい方や、企業の税務部門担当として国際税務の知識を身に付けてスキルアップしたい方をサポートします。

Japan Tax Update

詳細は以下をご参照ください。

[お申し込み・詳細>](#)

PwC 税理士法人は、企業税務、国際タックス、M&A 税務、税務業務のデジタルトランスフォーメーション (DX) などを含む幅広い分野の税務コンサルティングにおいて、PwC グローバルネットワークと連携しながら、ワンストップでサービスを提供しています。国内外のプロフェッショナルの知見と経験を結集し、企業のビジネスパートナーとして重要な経営課題解決を包括的にサポートします。

PwC は、社会における信頼を築き、重要な課題を解決することを Purpose (存在意義) としています。私たちは、世界 152 カ国に及ぶグローバルネットワークに 328,000 人以上のスタッフを擁し、高品質な監査、税務、アドバイザリーサービスを提供しています。詳細は www.pwc.com をご覧ください。

本書は概略的な内容を紹介する目的のみで作成していますので、プロフェッショナルによるコンサルティングの代替となるものではありません。

© 2023 PwC Tax Japan. All rights reserved.

PwC refers to the PwC network member firms and/or their specified subsidiaries in Japan, and may sometimes refer to the PwC network. Each of such firms and subsidiaries is a separate legal entity. Please see www.pwc.com/structure for further details.